

宮津与謝環境組合議会会議録

令和4年第3回（10月）定例会

宮津与謝環境組合議会

令和4年第3回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（10月21日）

1 付議事件一覧	1
1 出席議員氏名	2
1 欠席議員氏名	2
1 説明のため出席した者の職氏名	2
1 議事日程	2
◎ 河原議長の開会宣言	2
※ 日程第1 諸報告	2
※ 日程第2 会議録署名議員の指名	3
※ 日程第3 会期の決定	3
※ 日程第4 議案4号 令和3年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	3
○ 城崎管理者の提案理由説明	3
○ 居村事務局長の提案理由説明	3
◎ 野村議員の質疑	6
○ 居村事務局長の答弁	6
◎ 野村議員の再質疑	7
○ 居村事務局長の答弁	8
◎ 野村議員の再々質疑	9
○ 居村事務局長の答弁	9
◎ 野村議員の再々々質疑	9
○ 谷口事務局次長の答弁	10
◎ 家城議員の質疑	10
○ 居村事務局長の答弁	10
◎ 家城議員の再質疑	10
○ 居村事務局長の答弁	11
◎ 家城議員の再々質疑	11
○ 居村事務局長の答弁	11
(討論なし)	
1 議案4号.....－ 認 定 －	11
※ 日程第5 議案5号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）	11
○ 居村事務局長の提案理由説明	11
◎ 家城議員の質疑	12
○ 居村事務局長の答弁	12

◎ 家城議員の再質疑	12
○ 居村事務局長の答弁	12
◎ 家城議員の再々質疑	13
○ 城崎管理者の答弁	13
◎ 家城議員の再々々質疑	13
○ 居村事務局長の答弁	14
◎ 山崎議員の質疑	14
○ 居村事務局長の答弁	14
○ 城崎管理者の答弁	14
◎ 野村議員の質疑	14
○ 城崎管理者の答弁	14
(討論なし)	
1 議第5号.....	— 可 決 —.....14
※ 日程第6 一般質問	15
1 一般質問通告表	15
◎ 野村議員の質問	15
1 ダイオキシン対策について	
○ 居村事務局長の答弁	16
◎ 野村議員の再質問	17
○ 居村事務局長の答弁	18
◎ 野村議員の再々質問	19
○ 居村事務局長の答弁	19
◎ 河原議長の閉会宣言	20

令和4年第3回(10月)定例会付議事件一覧

会期 1日間(10月21日)

事件番号	件名	議決年月日	議決結果
議第4号	令和3年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について	4.10.21	認定
議第5号	令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)	4.10.21	可決

令和4年第3回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

令和4年10月21日(金) 午後1時30分 開会

◎出席議員(10名)

野村生八	家城功	山根朝子
宇都宮綾	松本隆	和田裕之
山崎良磨	大谷功	河原末彦
坂根栄六		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

事務局次長補佐 和田直樹 主任 上林大志

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長) 城崎雅文 副管理者(伊根町長) 吉本秀樹
副管理者(与謝野町長) 山添藤真
事務局長 居村真 事務局次長 谷口直樹
監査委員 中村明昌

◎議事日程

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案4号 令和3年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案5号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 一般質問

(開会 午後1時30分)

○議長(河原末彦) ただ今から、令和4年第3回(10月)宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 「諸報告」であります。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の令和4年度7月分及び8月分の例月出納検査結果報告書並びに同法第199条第9項の規定に基づく、令和4年度一般会計定期監査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので随時ご覧おきを願います。

○議長（河原末彦） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、松本 隆さん、和田 裕之さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（河原末彦） 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（河原末彦） 日程第4 議第4号を議題といたします。提案理由の説明を願います。

城崎管理者。

〔城崎管理者登壇〕

○管理者（城崎雅文） 本日は、令和4年第3回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中をご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、宮津与謝クリーンセンターにつきましては、ご承知のとおり、令和3年中、2度にわたりダイオキシン類濃度基準値を超過するなど、議員並びに1市2町の住民、関係する皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしたところであります。管理者として、再発防止の徹底による安定した運転を継続していくことにより、信頼回復を図ってまいりたいと考えております。ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ガス冷却水の適正な処理水質を維持するシステムとして設置いたします活性炭吸着塔につきましては、10月14日に完成をし、京都府丹後保健所へ施設設置届を提出するとともに運用を開始したところでございます。

それでは、ただ今議題となりました議第4号 令和3年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきましては、この後、事務局から詳細説明を申し上げます。

この上とものご理解とご協力をお願い申し上げ、令和3年度決算について、認定賜りますようお願い申し上げます。

また、補正予算につきましても、事務局からご説明申し上げますので、併せてよろしくようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

〔居村事務局長登壇〕

○事務局長（居村真） 議第4号 令和3年度宮津与謝環境組合歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、令和3年度業務の内容につきまして、お手元に配付しております「令和3年度主要な施策の成果に関する報告書」をご覧いただきたいと存じます。表紙から3枚目、1ページに決算の概要、（1）総括において業務の内容を記載してございます。

令和3年度の施設全般の稼働や運営に係る業務内容でございますが、主な概要としまして、2度のダイオキシン類濃度基準超過に対する、原因究明及び再発防止策の確立につきましては、京都府丹後保健所のご指導を受けながら、取り組んだところでございます。

また、施設立地の地元であります須津地区、石川区の皆様に対しましても、逐次、地元説明会を開催するなど、発生原因や改善対策等について、ご説明を行ったところでございます。

令和3年度のごみの受入れ総量につきましては、概ね計画値どおりの搬入量となっております。

メタンガス化施設による発電につきましては順調に推移し、予定を上回る売電収入を得られた他、可燃ごみ以外の廃棄物処理においては、その総量の約44%を資源化物として搬出するなど、ごみの資源化推進と埋立処理するごみ量の低減を図ったところでございます。

また、本施設は公設民営のDBO方式であることから、施設運営等に係るモニタリングのため、毎月運営事業者とのモニタリング会議を実施するとともに、有識者を含むモニタリング委員会につきましては、5月と10月に会議を開催し、施設の運転・維持管理や運営状況について報告を行い、評価やご助言などを頂戴したところでございます。

いずれにいたしましても、当施設は宮津与謝地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上、更には温室効果ガスの排出削減に寄与する重要な施設であり、今後とも、より安全で安定的・効率的な施設運営に努めなければならないと考えているところでございます。

なお、施設建設工事に関するものは、令和2年度で完了しておりますので、令和3年度は事業運営のみの予算執行による決算でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の主要な施策の成果に関する報告書の概要でございます。

続きまして、歳入歳出決算につきまして、令和3年度宮津与謝環境組合一般会計歳入歳出決算書により、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、2ページと3ページをご覧ください。一番下の歳入合計欄に記載のとおり、予算現額4億9,131万6千円に対しまして、収入済額は5億0,412万4,099円でございます。

次に歳出につきましては、4ページと5ページをご覧ください。歳出合計欄に記載のとおり、予算現額4億9,131万6千円に対しまして、支出済額は4億7,548万7,074円で、不用額は1,582万8,926円、歳入歳出差引残額は2,863万7,025円でございます。

なお、この決算剰余金につきましては、議第5号でご提案の補正予算（第1号）で、市町分担金の減額補正等の財源として活用したいと考えております。

次に、歳入歳出決算額の内訳につきましては、8ページ以降の事項別明細書をご覧ください。まず、8ページと9ページでございます。歳入でございますが、主なものとして1款1項の分担金、収入済額3億5,502万7,000円で、構成市町の分担金を収入したものでございます。分担金の割合につきましては、令和2年の国勢調査による人口割としており、市町別内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項の手数料でございますが、収入済額1,987万1,300円は、施設への直接搬入者から、条例で定める10キロ当たり100円の処理手数料を収入したものでございます。

次に、3款の繰越金、収入済額3,178万7,489円でございます。

次に、4款諸収入、収入済額は9,743万8,310円で、主なものとしましては、記載のとおり、メタンガス化施設で発電による電力売払収入が6,223万5,369円、マテリアルリサイクル推進施設からの資源化物売払収入が3,114万8,660円などで、いずれも予算現額を上回る収入済額となりました。

続きまして、10ページと11ページの歳出をご覧ください。

1款 議会費では、議員報酬として支出済額14万6,047円を支出しております。

次に、2款 総務費は、予算現額3,716万1,000円に対しまして、支出済額3,548万8,854円となっており、その内、1項 総務管理費 1目 一般管理費につきましては、3,534万1,916円の主な内容につきましては、組合職員の人件費のほか、構成市町からの派遣職員に係る負担金、また、各種電算システム等の保守業務委託や使用料などのほか、須津・石川両地区への自治振興交付金などを支出したものでございます。

次に、12ページと13ページをご覧ください。

3款 衛生費でございますが、予算現額4億5,077万9,000円に対し、支出済額4億3,985万2,173円でございます。じん芥処理費の主な支出内容でございますが、10節 需用費の備考欄、燃料費121万2,206円につきましては、ごみ処理に係るホイローダーやフォークリフトなどの重機車両の燃料費で、運営事業者の実働実績による清算額でございます。なお、不用額の主な要因としては、燃料費の当初予算額300万円でございますが、その執行残額でございます。

11節 役務費の備考欄、公害モニタリング装置通信料55万7,733円は、須津、石川、堂谷の公民館前に設置している公害モニタリング表示に係る通信料でございます。

12節 委託料、備考欄中ほどでございますが、クリーンセンター運営業務委託料4億1,985万7,462円は、運営事業者との運営委託契約に基づく委託料でございます。当初予算額4億2,096万2千円に対して、約110万5千円減額しております。これにつきましては、公害防止基準値超過による焼却炉の運転を停止した期間に係る用役費の不用相当額。これにつきまして、委託料から差し引いたものでございます。

なお、補足としまして、令和3年4月1日から5月31日の間と、また、8月24日から令和4年2月22日の間は、焼却炉の運転停止に伴い、可燃ごみは外部搬出により処理いたしましたが、運営事業者との契約上、当組合は本来の委託料（固定費・変動費）のみをお支払いし、外部処理や設備の改善等の追加費用は、全額運営事業者の直接負担となっております。

その2つ下でございますが、運営モニタリング等支援業務委託料493万9,000円につきましては、毎月、運営事業者から提出される施設の運営・稼働状況等の報告に対して、その適正性などを専門のコンサル事業者に評価・監視チェックなどを委託し、組合としての監視機能を働かせるものでございます。

次に、ダイオキシン類測定検査業務委託料159万5千円は、排ガス・焼却灰・飛灰や周辺土壌に対するダイオキシン類濃度の測定業務で、2回分でございます。

なお、公害防止基準値超過を受けて、当面の間、ダイオキシン類濃度の測定回数を、2回分追加して測定していますが、これに係る実施費用については、全額運営事業者の直接負担により行っております。

なお、不用額の主な要因は、除雪費に係る執行残が約130万円、クリーンセンター運営業務委託料の執行残が約110万円、ダイオキシン類測定業務に係る入札執行残が約40万円、などが主な要因でございます。

次に、14節の工事請負費300万円につきましては、令和3年度中において台風等による大雨がなく、施設近隣の山林地域からの土砂流入がなかったことから、防災沈砂池の浚渫が未執行に済んだものによるものです。

次に、18節の負担金補助及び交付金397万円につきましては、焼却炉の運転停止に伴う可燃ごみ等の外部搬出処理において、受入施設の中で地域外から搬入される一般廃棄物に対して、条例により環境保全負担金の支払いが必要な自治体があったことから、搬入量に応じて負担したものでございます。なお、この支出額につきましては、同額分を運営事業者から補填を受けており、雑入において歳入しております。

なお、歳出予算の執行率は96.8%となっております。なお、各業務やごみ処理の運営実績につきましては、主要成果報告書の「令和3年度組合施策の概要」と別冊の「令和3年度 クリーンセンター運営状況」に詳細を記載しております。

最後に、監査委員から提出されております決算審査意見につきましては、別添のとおりでございます。

以上、令和3年度歳入歳出決算に係る提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。野村生八さん。

○議員（野村生八） 令和3年度の決算認定について質問します。通常であれば1年間を通しての運転で、ようやく新しい施設の運営状況が分かるというところだったのですが、2回にわたる停止で、そのようなことになっていないのは非常に残念だと思います。それでも月ごとの状況を見れば、新しい施設の運営状況については分かるのかなと思いますのでその点について何点か質問をさせていただきます。

まず、ごみの量の推移なのですが、先ほどおっしゃいましたように計画よりも若干多いという報告がありました。人口も減っていきまじ、ごみ量については年々減っていくのではないかと考えているわけですが、減ってなくて増えていることをどのように分析されているのか。とりわけ宮津市においては観光都市で、観光関連のごみは一定のウェイトがあったと思いますが、コロナの関係で来客が大激減している中でごみが減ったのではないかと考えておりましたが、そういう影響もないということのようなのでそのことの分析と、それが回復した場合はさらにごみが増えるというふうに見ることが必要なのか、ごみ量について計画から見てどのような運営状況になっているのかお聞きします。

それから、メタンガス化施設についてですが、焼却炉は停止してもこの施設は停止していないということで、一定1年間通しての状況がほぼ見えているのかなというふうに思います。発生量と発電の電力量は計画通りに実績として成果が出ているのかどうか。それからごみ1tあたりの発電量はいくらになっているのか。それは、予定していた電力量が出ているのかということ。それから、1回目の停止の原因が、この施設からの排水が予定よりも多くて、それをマニュアルに無い形でごみピットに流したことが主原因というふうなことを聞いていますが、なぜこの施設の排水が予定よりも多かったのかという原因が特定できたのかということについてお聞きします。それから排水ですが、焼却炉のガスを冷却する水の噴射に利用されているということですが、停止している時はこの排水はどのように処理されておられたのか。この点についてお聞きします。

それから最後に、13ページの運営モニタリング等支援業務委託料493万6千円についてどのような内容で予算計上になっているのか、執行されているのか。それから上のモニタリング委員会。これとの違いと言いますか、関係と言いますか、それについてはどのようになっているのかということについてお聞きします。以上お聞きします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） いただきましたご質問のうち、まず1点目。ごみ量が計画よりも多いということをございます。これにつきましては、基本的にコロナ禍による巣ごもり需要ということで各家庭から出てくるごみが多くなったということです。テレビ報道とかでも巣ごもりで、例えば家の中の掃除をされたりとかそういうごみも増えたでしょうし、また外での食事等がなくなって、買って来たものを食べるという形での、各個人のごみの排出量が増えたということで当初の計画よりも増えたということが組合として分析をしているところでございます。

次、2点目のメタンガス施設の1年間動いての発電の状況ということでお訊ねがございました。これにつきましては、計画との差でどういう状況かということですが、計画値というのが平成24年度の時点でのごみ計画推量ということでそれを基に施設の建設とか運営とかやっているのですが、そこからしますとその時点の、例えば可燃ごみでも、可燃ごみの中に衣服というか、衣料の方もその時点では入っているのですが、現状はメタンガス化施設の方には、そういった衣服が入ると処理ができないということになっておりますので、現在燃やさないごみの方に移行させていただいております。ですので、生ごみというか、ごみ量としては数字としては少なくなっているのですが、生ごみだけという形で内容が固まったので、量が少ないのですが、発電量としては非常に好調であるということで、先ほど雑入で説明させていただきましたように、当初の予定よりも多く発電しているということで、好影響を与え

ているということで考えてございます。

3点目の1回目の汚水排水に係る原因ということでお訊ねがございました。1度目のダイオキシン発生事象の関係でございますが、汚水の量というか、汚水排水の十分な処理ができないので、一旦ピットの方に十分な処理ができなかった水を入れて、焼却して処理しようという形で対応されたということでございます。この考え方でございますが、まず、クローズドシステムでの焼却施設の水処理、汚水処理ということは、以前の宮津市の清掃工場でもごみピットの汚水は焼却炉で焼却しておりましたし、洗車や場内清掃の汚水につきましては、ガス冷却水としてそこで噴霧して汚水処理をするという形で、この形は以前の施設でもこちらでも同じような形であったということで、基本的にはございます。ただ、今回の1回目の事象につきましてはやはり投入量が多すぎたというところの影響が、最終的にろ布への異常な固着というところの部分にも後の究明で繋がってきたというふうに思っているのですが、処理の方式自体は以前からピットの汚水は焼却処理するという形の中で、入れても対応できるだろうという判断の中でされたというところもございますので、そういったふうに認識をしているというところでございます。

それから焼却停止期間、焼却炉を停止している期間の汚水処理につきましては、運営事業者の方で、搬出処理ですね、ごみを搬出して処理するのと同じように、特別の専門の事業者を持って行って処理をしていただいたというところでございます。

それから最後に、コンサル事業者とモニタリング委員会と、それぞれのモニタリングの違いはどうかというお訊ねでございます。私どもが運転管理を監視、指導させていただく中でのご支援を東和テクノロジーの方にお世話になっております。委託事業者につきましては、運営事業者から業務報告、日報なり月報なり年報なりの提出があるのですが、そういったものの精査をしていただいているほか、毎月のモニタリング会議に同席していただきまして、運営事業者からの報告に対して質疑応答、評価、精査をしていただいております他、モニタリング委員会の開催につきまして事務局の運営支援の方をお世話になっているというところでございます。一方モニタリング委員会の方でございまして、こちらにつきましては設置要綱等を設けておりまして、当施設の運営管理にあたりまして、運営事業者との協議内容が適切かどうかということで中立専門的な立場から評価をいただいているという形をお願いをしているというところでございます。それにつきましては、それぞれ専門の委員さんが2名おられるほか、行政委員さんとして各市町の副市長さんからも委員としてご参画いただいて、いろいろご指導ご指摘をいただいているということで、それぞれコンサルタントとしてのモニタリングと、委員会としての評価指導をお世話になっているというところでございます。以上でございます。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） まず、ごみの量の推移についてですが今の答弁だと、見通しとしてはごみは減っていく傾向だというふうに受け止めたらいいいということですかね。明確な答弁はなかったですが。そうしますと、当地域においては人口がどんどん減っていくということでごみはそれにつれて基本的には減っていくと。この施設というのは、一般質問であるのですが、ダイオキシンという立場で言えば連続運転が求められると。メタンガス化施設についても一定のごみ量が必要というふうにもなっていたというふうに思います。この施設を維持するのに必要なごみの量ですね。この施設を安定的に運営するために必要なごみの量があると思うのですね。そういうごみの量がいくらで、現状はそれのどのくらいの位置にあって、ごみが今から減っていく中でそういうことは心配する必要がないという見通しになっているかどうか。この点について再質問いたします。

それからメタンガス化施設の発電量についてですが、1 tあたりいくらの発電になっているのかという答弁がなかったのですが、その点を再度お聞きします。

それから排水についてですが、言われたように焼却炉の中の出てくる排水も焼却に投入して

いるということは、クローズドシステムで普通にされている中で、先ほどの答弁ですと、同じことだから大丈夫と思われていたけどもその量が多い過ぎたと言われましたが、多い過ぎたというのは、これ以上は入れては危ないという基準があると思うのですね。それを越えたという意味だと思うのですが、それはどういう形で明確にされていて、そこがしっかり認識されなかったから第1回目のことになったのか、その辺の内容について再度お聞きします。

それから最後にモニタリングの関係なのですが、運営モニタリング支援については、これもちょっともう一度きちっと聞かせてもらってから質問しようと思うのですが、ということは基本的にこの運営を日常的に第三者として管理している、見ているところはこのモニタリング委員会だけということでしょうか。他にモニタリング委員会以外にこの施設が適切に運営されている。問題がないかチェックしているという機構はあるのかなという。そういう機構の中に、いわゆるいろんな学識者というのはあるのですけども、学者とかそういう意味ではなくて実際にこういう焼却炉の中身が分かっている、運営の仕方が理解して、実際にそういう経験を積まれた実際の運営が分かる人がおられるのかどうか。この点についてお聞きします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 1点目のごみが減るということで、これから人口推移としてはこれから減っていくということは想定されるところでございます。ただ、施設を運営していくための必要なごみ量というところは、入ってくるごみ量に応じて施設運営をするということで、例えばごみが減ってきましたら、今でも定期的に、焼却炉でしたら定期点検ということで一定期間、1週間止めてまた運転するというのをさせていただいておりますので、ごみ量が減ったら1週間止めたのを、止めた回数を8日とか9日に延ばすというか、そういう形での対応となりますし、また、発電に係る施設につきましても、投入量の状況をフルで動かすのか、一定、7割程度で動かすのか、その量に応じて柔軟に運転していくという形でございますので、特に決まったものはないというふうに考えてございます。

また、発電施設の1tあたりのメタンガスの発電量というところは、ちょっと技術的なところで私の方で持ち合わせておりませんので、ご回答はできませんのでご理解いただきたいというふうに思います。

それからごみピットへ排水、処理水を入れたことによって第1回目のダイオキシンの分で影響があったということですけども、これはトータルで原因究明を図っていく中でそういったところに辿り着いたというところで、何かもともと基準があってそれを越えて処理をしたということではないというふうに思っております。結果としてこういった事象が生じて、ずっと原因究明していく、要因の1つとしてそういったことがあったと分かったということで、初めから分かっている処理をしたということではないというふうに考えております。

それから、常時モニタリングをしているという部分でございますが、やはり委託事業者である東和の方のそちらの方も廃棄物専門のコンサルタントでございますので、しっかりそのところはチェックもしております。また、実際の運転を分かっている者ということでございますが、事務局に居ります次長ですが、以前の宮津市の清掃工場の工場長でございます。以前から施設の方の運転全般をやっていると。そういったことも十分に知識として備えておりますし、モニタリングの際もいろいろそういった面での指摘もしております。また、モニタリング委員会につきましても、専門の委員さんが2人おられます。お1人は国の廃棄物政策に関わっておられる非常に専門的な方がお座りいただいておりますし、もう1名の方はこの宮津市の施設の先進事例となります、南但クリーンセンターの実質的な現場責任者の経歴をお持ちであった方が委員としてご参画いただいておりますし、その方も毎月の月例の会議資料を逐一チェックしながら、それぞれ思ったことをご指摘いただいて、そういったものも反映をさせていただいているということで、様々な形で運営状況の方を確認をしているということで

理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） あの、1 tあたりの発電量というのはこういう施設にとっては非常に大事な数字だと思うのですね。施設によって発電量が違うと思うのですよ。資料を見ても違いますよね。発電量によって国からの交付金の率も変わってくるということもあったと思うのですね。そういった点では発電量が、1 tあたりの、幾らを維持しているのかということは把握すべき数字だと思うので、その辺はしっかりと把握して運営していただく必要があるというふうに思いますので、また後程、議員全員に教えていただきたいと思います。

2つ目にメタンガス化施設からの排水処理水を、多く焼却炉に投入したことによるダイオキシンが超過したということです。私は言えば焼却炉の運営にとって、ごみの水分量というのは非常に大事な数値と思うのですね。管理する基準だと思うのです、ダイオキシンを出さないために。それが今の答弁だと、問題が起こったからということで調べて多すぎたというふうな答弁だったというふうに聞こえたのですが、今の答弁を聞いているとそういう、一般質問でするのですが、運転の中でダイオキシンを出さないための運転方法は大丈夫なのかなという危惧を持ったのですが、ごみの水分量のしっかりとした見極めをしながら運転をするということはされているのかどうか。このことをお聞きします。以上です。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） はい、すいません。あの1点目の発電の関係ですが、単純にお手元の資料ですね。運営状況の中のメタンガス化施設への投入実績の数字と、メタンガス発電量を、ここの部分の関連で言いますと1 tあたり294 kWhという形にはなるかと思えます。ただ、これにつきましてはそれぞれの同じ、入れてもメタンガス発生量に様々な条件がありますので、総量から割り算するとそういったことが想定されるかなということでご理解いただきたいと思います。

また、ごみ水分量の関係でございます。これにつきましては、私どもも運営上、こうした事象が発生したということで、こちらの方の環境組合として、そちら運営事業者に対しても是正勧告ということで求めたことでございますし、それに対して運営事業者として運営の在り方管理の在り方ということの改善を図っていただいたということでございますので、現在令和4年2月から再稼働をさせていただいているのですが、現在に至るまでにおいて特に問題なく運転しているということでございますので、これらの改善対応はすでに図られているというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 野村生八さんのこの議題に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第49条の規定により、特に発言を認めます。野村生八さん。

○議員（野村生八） 1 tあたり294 kWhということで答弁いただきました。ということは、ちょっと僕分らないのですが、1 tあたり350 kWh以上の所が交付税ですかね。交付要件としてはあって、それ以上が1/2でそれ以下は1/3というふうなことが言われているのですが、この施設はそういうのはもらってなかったのか。対象になっていなかったのか。そういう対象なのか。そういう意味で言えば、ごみトン当たりの電気の効率が高い施設があるのだなというのを、今の答弁を聞くと思うのですが、そのあたりはどのように考えているのか。350というのは平成26年の3月に出された環境省の大臣勧告から出された中にあるわけなのですが、それについてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（河原末彦） 谷口事務局次長。

○事務局次長（谷口直樹） 只今の質問にお答えします。ごみ発電量についてでございますけれども、単純に割って今現在、令和3年度の実績としまして1 tあたり294 kWhでございます。先ほど、議員おっしゃられました、350 kWh以上でないと交付要件にならないということでございますけれども、実際にはごみ発電量ではなかったかと記憶しておりますけれども、そちらの方につきましてはトン当たり350以上の交付要件は満たしておるというものでございます。以上でございます。

○議長（河原末彦） 他にご質疑ございませんか。家城功さん。

○議員（家城功） それでは、3年度決算についての質疑をさせていただきます。私は、決算とは認められた予算に対しどう執行され、それが次に活かされることが大事ではないかなというふうに思っております。その前提の中でお聞きしますが、先ほどから報告がありましたように、いろいろとモニタリング会議とかしていただいております。1点目は、今回は1年間に2回の基準値を超える数値があったからこうした会議が繰り返されたのか。来年以降は、現在と同じような会議を繰り返していく中で安心安全な運営をされていくのか。その辺の確認が1点。

それから令和3年度においては人口割で各市町の負担額が決定しておりましたが、来年度以降はごみ量割という形になっていくと思いますが、その辺の資料的なものがちょっと不足しているのかなというふうに思います。今後における参考として来年度以降の負担割合がどういうふうになっていくのか。その2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） モニタリングの会議の回数とかでございます。モニタリング委員会の会議は年間2回ということで、令和3年度もそうですし、今年度も1度させていただいて、また来月11月にさせていただこうと思っておりますし、モニタリング委員会の会議は年間2回という形で今後も行っていきたいと思っておりますし、また、毎月のモニタリング会議、運営事業者と私どもとコンサルとでやらせていただくのは、毎月させていただいておりますし、これは継続して毎月チェックをさせていただいておるということで、特に事象があったから、令和3年度はあったんですけど、それ以降減るというものではございませんのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、分担金の負担割合の関係でございます。ちなみに令和4年度につきましてはごみ量の負担割りになってございます。令和2年度の処理量に応じて令和4年度の区分の負担割合とさせていただいております。令和5年度につきましては令和3年度の実績がもとになるという形で、直近の排出割合を参照しながら分担割合は決めていくという流れでなっておりますので、人口割でいただいたのは令和3年度でひとまず区切りと。以降は前前年の、令和4年度ですと令和2年度、令和5年度ですと令和3年度という形の部分でさせていただくということになってございます。

○議長（河原末彦） 家城功さん。

○議員（家城功） 質問の仕方が、ご理解をいただけなかった、ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、今年度いわゆる4年度においては、令和2年の実績の中で出している。令和3年度においては、5年度の負担割合が出てくるという中でどういうふうに推移しているかということが聞きたかったのですが。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 申し訳ございません。人口割から処理量割に変わったその比率の変わりということによかったでしょうか。ではなしに、分担割合の比率という。ちなみに令和4年度の処理量割につきましては、宮津市は48.147%、伊根町は4.899%、与謝野町さんは46.954%という形になっております。ちなみに令和3年度人口割なんですけれども、宮津市は43.2152%、伊根町さんは4.9719%、与謝野町さんは51.812%となっております。あと、令和5年度における分担割合というのは3年度の実績から出すということなんですけど、ちょっと今、そこまでの数値はちょっとあれなんですけども、その部分で今後令和5年度の予算の時に負担割りはこういう数値に、内訳になりますよということはお示しして、ご提案をさせていただきたいと思っております。

○議員（家城功） 決算時には、出ていないということですね。

○事務局長（居村真） はい。申し訳ございません。

○議長（河原末彦） 他にご質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は、原案のとおり認定されました。

○議長（河原末彦） 日程第5 議第5号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。居村事務局長。

〔居村事務局長登壇〕

○事務局長（居村真） ただ今議題となりました「議第5号 令和4年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、今回の補正の趣旨でございますが、令和3年度の決算剰余金の確定及び人事異動に係る歳入歳出予算の整理をお願いするものでございます。

なお、ご説明は補正予算書で申し上げますが、別紙の補正予算に係る事業等説明資料も、参考資料として合わせてご参照をお願いいたします。

それでは、補正予算書の事項別明細書4ページからご覧ください。今回お願いしております補正予算は、歳入歳出とも311万3千円を増額し、予算の総額を5億5,528万円とするものであります。補正の内容は、まず、5ページの歳入をご覧いただきたいというふうに思います。1款の分担金及び負担金でございますが、2,452万4千円の減額で、3款の繰越金の増額から、歳出予算の増額分を差し引いた額について、市町分担金を説明覧に記載の内訳で減額するものでございます。

次に、3款の繰越金でございますが、2,763万7千円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定によるものでございます。

次に、6ページの歳出につきましては、2款総務費 1項総務管理費 1目一般総務費を、311万3千円を増額するもので、本年4月1日付の組合事務局の人事異動に伴いまし

て、再任用職員1名分の給料、職員手当等、共済費を減額し、市町からの派遣職員に係る給与負担金を増額、差引して、所要の人員費を増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河原末彦） ここで約10分間、休憩をいたします。

〔休憩〕

○議長（河原末彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。家城功さん。

○議員（家城功） 今ご説明をお聴きいたしまして、要するに令和3年度の繰り越し分についてのお金を4年度会計の負担金の減額にという認識をしているわけですが、令和3年度においては人口割の負担金を各市町が負担していたという認識をしていたわけですが、今回返される分においては令和4年度の負担割合を計算ではないかなというふうに思っておるのですが、この辺はどういう考え方と理解をしたらいいのか。そもそも、3年度の残ったお金に対しては当時の負担割合で負担減額をすべきじゃないかというふうに私は思うわけですが、その辺の理解ができる説明をよろしくお願いします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 議員ご指摘のとおり令和3年度の繰越金が令和4年度の収入として入ってまいります。これにつきましてはおっしゃるとおり繰越金の中にはそういった分担金の部分もございまして、雑入として今回の繰越金の多くは資源売払い収入の差額の部分の繰越金ということもございまして、様々な区分がございまして、その部分をそれぞれ区分ごとということとは事務局としてはしづらいということで、ここらあたりにつきましては令和4年度の収入として入ってきたものでございまして、その中の年度の分担金区分という形で処理をさせていただくというのが事務局の考えでございまして、以上です。

○議長（河原末彦） 家城功さん。

○議員（家城功） 全く納得のいく説明ではないのですよ。3年度の決算において生じたお金ですよ。その部分を、各市町の負担を今回の減額にしていくということであれば、やはり昨年度の割合の中で減額をする。それが当たり前のことではないかなと思うわけですが、納得ができる説明がいただけないのであれば、この後でも結構なので納得した説明がいただけるのかどうか。できなければ、我々も報告する義務がありますので、それが納得できないと、「だからこうなんですよ。」ということでは言えないのですよ。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 今回、ちょうど人口割とごみ量割の区分がございまして、これにつきましては、それ以前も例えば、令和2年度の人口割以前は平成27年の人口割ということでそれぞれ区分が変わる時期もございまして、ただ、それぞれの決算のこういった繰越金の処理区分は、その時点時点の分担金割合でそれぞれ精算というか、させていただいておりますので、今回だけが分担率が変わった部分が以前のやつと違うということでございまして、以前にも人口割でも、区分が変わっておる時期がございまして、それでも受入れた時期の区分で精算をさせていただいているということでございまして、一連の流れで事務処理をさせていただいているということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河原末彦） 家城功さん。

○議員（家城功） 人口割の区分が変わっても人口割でしょ。基本は。割合が、基準がどこにあるかという話ですよ。3年度決算の余ったお金を4年度において各負担を減らすだけの話ですよ。3年度の事業をしてきた結果の中でできたお金を4年度の負担分から減額するだけの話ですよ。だから納得のいく説明がそれでされているという認識で事務局長、おられるのか。私には説明が、持って帰ってからの説明ができないので、そこをちゃんと説明してほしいということなのです。このやり取りをしとってそれ以上の答弁がないのであれば、しっかりとその辺を説明していただかないと、賛否をどうのこうのいうわけじゃないですけども、賛同して理解して持って帰るわけにもいかんのですけども。どういう対応を取らせていただいたら結構なのですか。3回目なので、もうこれが最後になりますけど。よろしくをお願いします。

○議長（河原末彦） 城崎管理者。

○管理者（城崎雅文） 管理者の私から答弁をさせていただきます。まず大きな考え方といたしまして、今事務局長がお答えしたように、これまでの慣例の考え方を取り入れている。要は、当該年度の収入は当該年度のルールの中で、基本事務処理をさせていただくということがこれまで組合でやってきた流れでございますので、その流れをですね、引き続き考え方としては使わせていただいているということでございます。

もう1点決算余剰金の考え方ですけども、先ほど事務局長からありましたように売電の、予想より大きく売電の発電ができたということ。それから、マテリアルですね。資源化できるマテリアルの方の売払い料金が予想より上振れしたと。そのマテリアルの部分をですね、アルミがどれくらい上がったのかとか、要は種類によってどこの市からどれくらい来たとか、町からどれくらい来たとかということですね、細かく分析すると分かるのですが、その手間がですね、ものすごく膨大になる。特に発電に関しては、どのごみが沢山発電したかということは厳密には分かりませんので、そういうところを考えますと令和3年度のどの部分がどれだけ決算剰余金に寄与しているかということが、非常に、細かく分ければ分けるほど難しくなりますので、そのあたりも加味しまして、先ほど申し上げましたように、これまでの慣例にならってですね、本年度の収入は本年度の分担割合によって相殺させていただくということをご理解いただきたいところが組合の判断というところになります。以上です。

○議長（河原末彦） 家城功さんのこの議題に関する発言はすでに3回に届きましたが、会議規則第49条の規定により特に発言を認めます。家城功さん。

○議員（家城功） ご配慮ありがとうございます。管理者の方をお願いをしておきます。今のご説明である部分は納得できました。単年度における予算に対して、その時の収入に対しての支出方法の流れだということで、ある程度は理解しました。ただ、途中の説明の中でやはり3年度に行った事業に対して、どこの款がどんだけあったとかそんなことは関係ないのですよ。運営費を負担して各市町が事業者には払っているわけですね。その割合の中で、残ったお金は割合で返す。それが基本的な考え方だと思います。だから、一つはその単年度の予算に対する歳入に対する考え方なのでということであれば理解はできますが、今後そういったことをしっかりと説明していただかないと、なぜこの割合が生じたのかということが私的には理解ができません。だから、説明されるにあたってそういったことをしっかりと、説明の時点で今後はお願いをしないと、こんな質疑をさせていただかんなんことになるということだけは、今後の運営の中、議会の中でしっかりと認識をしておいていただきたいと思いますが、管理者なり、事務局長いかがでしょうか。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） ご指摘いただきました。今後につきましては先ほどお申し出いただきました部分につきまして、十分配慮した説明なり提案をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はありませんか。山崎良磨さん。

○議員（山崎良磨） 失礼します。私、歳出の方で、これは居村事務局長が4月に赴任され、いわゆる再任用職員から派遣職員に替わったことにより予算の増であると。私はこの予算を反対するとかとかやく言う気は全くないのですが、私はこの委員会初めてなもので少し教えてほしいのですが、通例で考えた時に他の市町からの職員さんが派遣されてくる中で、局長においても派遣職員にされる。これがスタンダードなのかなと私は考えるわけですが、今後はお人が変わっても派遣職員でやっていくのか。それとも、いろんな事由によって再任用職員を織り交ぜていくのか。今後の方向性をお聞き出来たらなと思っております。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） はい。事務局の体制とか、人事配置の関係は管理者の専管事項という形でございますので、それに対してここでお答えできるという形ではございません。結果として令和3年度から4年度に変わる中で、人事配置の異動があったということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（河原末彦） 城崎管理者。

○管理者（城崎雅文） 私どもはですね、どこまで行っても市民、住民に対して、しっかりと安定した、安心した中間処理施設を運営していくために、しっかりした人事体制で行っていく。それに尽きると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） 山崎議員への答弁が、ちょっと意味が分からないのですが。私はさっき言われたようにこの施設は非常に住民にとって大事な施設であると。ですからこの事務局長さんというのはやはり正規の職員で。そういう方をそれぞれ管理者、副管理者で協議をされて、今後も配置していくことが大事なことはないかなというふうに思っているのですけどね。そういう考えがあるのかなのかということ、私もお聞きしておきたい。その時の都合でそれが必ずできるかどうかというのは、また別の時もあるかもしれませんが、考え方としてはどうかと。ご答弁がいただけたらと思う。

○議長（河原末彦） 城崎管理者。

○管理者（城崎雅文） 繰り返しになりますが、安定安心な中間処理施設を運営するために、最適な人員体制、組織を考えて常に行っておるということで理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河原末彦） 他にご質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し反対その他のご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第5号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（河原末彦） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河原末彦）

日程第6 一般質問を行います。

令和4年第3回（10月）定例会一般質問通告表〔10月21日（金）〕

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	答弁を 求める者	
1	野村 生八	1 ダイオキシン対策について	管理者	

○議長（河原末彦）

通告に従い順次質問を願います。野村生八さん。

〔野村議員登壇〕

○議員（野村生八）

それでは通告に基づきましてダイオキシン対策について管理者に質問をいたします。

ごみ焼却炉が最大のダイオキシン発生源になっている。当時、この問題が大きな社会問題になり、1990年の12月に厚生省がダイオキシン類発生防止対策ガイドラインを記しました。

それ以来30年以上が経過しています。その中で、かなり焼却炉によるダイオキシンは減ったとはいえ、今なお、日本だけではなくて世界的にだとは思いますが、ごみの焼却炉によるダイオキシンは大きなウェイトを占めているということはあるというふうには思います。しかし、一方で最近あまりダイオキシンというようなことが問題になるということを知った記憶もないし、どうなっているのかなということを改めて思うくらいの状態であったのですが、そういう中でこの施設において3年度に、実質は2年度と3年度に2回のダイオキシンが基準値をオーバーして運転停止ということが起こりました。改めてダイオキシンが出るということを再認識したというふうなことがありました。やはりこれらを見ていると、施設の在り方というよりも、一つは新しく作られる方式、施設の場合にこういうことが起こるのかなと。これは最近、兵庫でも試運転の段階でダイオキシンがオーバーしてというふうなことがあったように聞いておりますし、当組合の施設においても実質的には2例目、実証実験を含めて3例目ですかね。という点では、まだ新しい方式の開発された施設ですので、そういう施設においてはやっぱりダイオキシンが出るという。こういう実態がまだまだあるのかなと、基準値がオーバーすることがあるのかなとも思います。また、もう一方では、やはりあの施設の在り方というよりも、運転の仕方、技術者の技術のレベルによってこういう問題が起こるということが言われています。確かに新しい技術者が就任して運転した場合、当町でもあったような慣れないということでのことを含めた問題が生まれる可能性は確かにあるなというふうに思っています。そういう点も踏まえて、そもそもダイオキシン対策というのは、最近私ほとんど疎いので、現状ではどのようなダイオキシン対策として今重要視されているのか。それらを踏まえてこの施設ではダイオキシン対策を改めてどういうふうに捉え、どういうふうに対策が講じられて運転がされているのかをまずお聞きしたいというふうに思います。

それから、2点目にですね、2回目の事故の問題なのですが、メタンガスの発電施設の排水、これを焼却炉のガスの温度低下200℃以下に急激に減らすための水の噴霧に利用した。しかし、この水の水質が濃いとダイオキシンが多く出ることが事故後の実証試験で明らかに

なったということで、その水質のコントロールをすることでダイオキシン類を基準値以下に抑えることができるということだったと思います。しかし、そもそもこういうことが起こるといふことは、それ以前では分からなかったことなのか。今回この施設で初めてこういうことが分かったということなのか。その辺がどういう状況になっているのか。そして、今回のこのことによって、その水の噴霧による水質がダイオキシンに影響するということですから、これはどのようなメカニズムでダイオキシンが起こるのかと、そういう研究、検討ですね。それらはされているのかどうか。その辺のメカニズムがはっきりしないと、これをコントロールするという点では、現在運転している時には、先ほども答弁でありましたが、「オーバーしてないので大丈夫です。」という答弁がありましたけど、そういう形ではなくてこういうことでこういう運転をしているから起きないのだという、理論的にも実証的にも大丈夫だという結論を出すためには、なぜこの水の水質によってダイオキシンが上下するのかと、数値が上下するのかというところの見通しも大事だと思うのです。この辺はどこら辺までメーカーを含めてやられていると。メーカーに対してそういう検討してくださいということがされているのかということを含めて聞きたいと思います。そして、こういう問題については、今メタンガス化というのはかなり増えておりますのでね、他の所ではどういうふうにされているのか。排水の水質をコントロールするということが、他の所でもそんなにされていないのかされているのか。その辺を調査されたのかどうかを含めてお聞きをしておきたいと思います。

3点目はですね、ダイオキシンというのはいわゆる基準値以下であれば大丈夫ということではないと理解しております。ダイオキシンは消えることはありませんので、無くなることはありませんので、排出すればそれが海に吸収されて、魚の中にダイオキシンが溜まり、それを食べる私たちの体の中にダイオキシンが溜まっていくと。そういう意味では、ダイオキシンは0にはできないけども、出来るだけ低くする。そのことが本当に大事な課題だと、それも前からそのように思っていましたし、今もそれは変わらないんだと思うのですが、今回の2回目の取組の経過を聞いておりますと、基準値以下で運転するために今対策が取られている。今日もいわゆるろ過機の設置ができたということが言われていますが、それでは私はちょっと弱いのではないかと。もっと水質をコントロールすれば、水質をきれいなものにすれば、ダイオキシンが減らせるのであれば、出来るだけそれを下げるための努力をすべきではないかなというふうに考えていますが、これについては、管理者はどのような考えのもとにこの施設を運営されているのか。この点についてもお聞きしておきたいと思います。以上3点を質問いたします。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

〔居村事務局長登壇〕

○事務局長（居村真） 野村議員のご質問に、お答えいたします。通告いただきました通告内容に基づきましてご返答をさせていただきたいというふうに思っております。

大きく3項目にわたり、ご質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の施設建設当初からの焼却炉のダイオキシン対策の取組みについてでございます。宮津与謝クリーンセンターは、平成9年に国が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」などに基づいた施設整備及び運転管理を行っているところです。

設備面の対策は、有害ガス除去装置、粉末活性炭の吹込みやろ過式集じん器を設置して、ダイオキシン類を除去するほか、運転面では、850℃以上の燃焼温度の確保、一酸化炭素濃度を30PPM以下に抑える、ろ過集じん器入口排ガスの200℃以下への低温化等、ダイオキ

シン発生抑制を図りながら、ガイドラインで示された対策を実施しているところでございます。

2点目の、2回目の超過事象の原因について株式会社タクマは知らなかったのかということのご質問内容でございますが、これまでから組合議会等へご説明させていただいておりますとおり、ガス冷却水の水質が、ダイオキシン類の再合成に起因するという知見は、持ち合わせていなかったとのことであります。

また、他のメーカーも知らなかったのか、とのことですが、他のメーカーが知見を有しているか、否かについては、分かりえないところです。

その他、他のメーカーで同様の焼却システムによる運転をしているところはあるのか のご質問ですが、焼却とバイオガス化の併設したものは、本施設を含めて、現在、6施設あり、その内、3施設は株式会社タクマ以外の、他のメーカーの施設でございます。

3点目のダイオキシン抑制への環境組合としての考え方でございますが、国が示す法規制基準及び地元協定に基づく自主基準を下回る運転管理を図り、また、常に安全側に立って、より低い水準を保つよう、運営事業者とともに努めていきたいと考えているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） そしたら2回目の質問を行います。現在の施設、ダイオキシン対策として平成9年のガイドラインに基づいてということでございます。勿論それをクリアできなければ認められないわけですから、それはそうなっていると思います。私はこういう施設そのものは全く素人ですのでよく分かりませんが、そういう点で言えば今言われた基準がしっかりとクリアできているという管理というのは、今の施設ではどのようになっているのか。例えば、温度ですね。焼却炉の温度というのも定時定点じゃなくて連続的に基準をクリアできている。あるいは、いろんなガスの濃度が連続的に管理されている。ポツンポツンとではなくて、大変ダイオキシンは大変なものなのでね、いろんな管理というのは連続的にされているという施設になっているのかどうかということが1点。これについては、こういう技術というのは年々発展をしていますのでね、先ほど言った1990年12月に大きく変わった時点から見れば、更には平成9年から変わった点から見れば、大きくいろんな技術が開発されているのだともいます。そういう点で、しっかりと管理がされているような運転になっているのかどうか。そういう点が1点。

それからもう1点は、先ほどそういう新しい形態なので、この施設は。全国的にもわずか6例というふうに言われました。その内の3つがタクマというのは、1つ目は本格的というより実証実験的な施設だと思っておりますけれども、そういう点では他の施設以上にそういう管理や運営の仕方をしっかりと確立して、この施設にあったものを作っていないと、またダイオキシンがオーバーする可能性というのは、私はある状態なのではないかと思っています。そういう危機管理的な意識を持ってこの施設を見て、そして運営をしているという。そういう立場にあるのかどうかということが非常に先ほど言いましたように気になります。当然ごみの含んでいる、水の量ですね。それが何%かによって大きく運転に影響しますし、そしてごみの質、何が入っているのか、塩基性がどれだけ入っているのかによっても非常に大きな影響をするということは、これは当たり前で言われていることです。それ以外にメタンガスを持っているそこからの排水を使っているわけですから、それを加えたものがどういう影響を新しくなるのか。これは当然注意をもってやっていかないと、こうすれば安全という定まったものがある

ような状態ではまだない状態だと、この施設はないかと思っています。そういう形で日々起こることをしっかりと検証しながら注意深くダイオキシンに対して向き合っているのか、この点について、運営の姿勢について、2点目に質問をいたします。

それから、他の施設の状況についてはあまり聞かれてないようですが、やはり同じような施設の状況もしっかり調査をされて、しっかり鏡として他の施設ではこういうことをしているのかということを知りながら我が施設に活かしていくというね。そういうことは非常に大事だと思うのです。そういう点で、言えば前回の話を聞いていても、前回は他の施設でどうですかと聞いたら、同じタクマの施設の内容はありましたが、違うメーカーのやり方をしっかり学ぶということが、安全安心と言われました、そういう姿勢に立てば、やはりそこまでやるんだという姿勢が求められるのではないかと私は思っています。それらについてはどうお考えでしょうか。

それから最後にいかにダイオキシンをもっともっと減らしていくのかということが大事だと思うのですが、そういう点で言えばこのメタンの施設からの排水というのは、クローズドシステムということはあるんですけども、単純に言えば下水に流すということも書かれているわけですよ。もっと水質のいい水でガスをすぐ低下させれば、説明されている意味から言えばダイオキシンは確実に下がるというふうに思えるのですが、それが間違いなのかどうか。そういうことがもし正しいのであれば、そういうことも含めていかにダイオキシンをできるだけ減らすことができる対策を取っていくのかという、そういう姿勢に立っているのかどうか、この点についても再度お聞きしたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） 4点ご質問をいただきました。焼却炉の連続運転の管理ということですが、これにつきましては日々排ガス等の連続検査はしておりますし、その数値につきましては、先ほど予算議案でもご説明をさせていただいておりますとおり、公害モニタリング装置ということで、施設が設置しております、須津、石川、堂谷の公民館前にも設置した掲示板の方で随時排ガスの状況監視の状況をずっと流しておるということですが、そういったものは連続して管理をしておるということですが、

また、2点目で新しい施設の形態ということですが、議員ご指摘のとおり、いわゆるごみ質というのは地域によって様々ございますし、また生ごみ1つ取りましても季節によって搬入されるものが変わってくるというところがございます。ですので、こちらの施設もまず先進事例として南但クリーンセンターの施設を参考にしながらという形で施設の形態になっておるということですが、入ってくるごみの内容というのは当然変化というか変わってきているということですが、それにつきましては運営事業者が日々、様々な、時期によって変わってくるごみ質や水分量とかそういったものを勘案しながら、調整しながら運転しておる所でございます。

また、日々のダイオキシン対策の想いということですが、この2度の事象等を踏まえまして私どもも運営事業者としましても、常々月例のモニタリング会議ではもう絶対これ以上はないというところの想いの中で、点検管理をさせていただいているというところがございます。

また、3点目として、他の施設のメーカーを学びながら生かしていくのが必要ではないかということですが、処理形態としましては、焼却炉とバイオがセットになったという形は他のメーカーもございますが、それらにつきましては非常に規模が大きいものでございまして、

こちらの施設ですと一定の汚水を再処理して、ガス冷却水として使用させていただいているのですが、他の施設は非常に規模が大きいですので、そのガス冷却につきましてはボイラー形式と。いわゆるボイラー水との熱交換で温度を下げる形態になっておりますので、宮津与謝クリーンセンターと同じような水処理の形態というのは南但クリーンセンターのみということでございます。ですので、単純に他のメーカーとの比較はできないということでございます。ちなみに、そういった大規模施設の処理水は下水道へ放流されておるといふ形態だといふふうには考えられています。ただ、こういった汚水処理水を下水に放流するということになるとそれ相当の経費ですね、単純に流すということではなしに、前処理をして流すということ非常に経費が掛かる。また先ほどのボイラー形式によるガス冷却だけじゃなしに、そこでも水道水を噴いてかけるということでもそれについてもかなり経費が掛かるということでもございまして、こちらの施設としましては、やはり地域としてのごみ量としてはそんなに多くないところの中で、ごみ焼却だけじゃなしにその中で一定発電をしてみたい、クローズドシステムということで地元のご理解をいただいて、「こういった形で汚水は外に出しませんよ。」という形でご理解をいただいて設定をさせていただいております。そういった中で今回はこういった汚水処理の部分を改善対策としまして、管理者から申しいただきましたように10月14日付で活性炭吸着塔を、正式なものを設置して、ごみを回って水質の方を調整しながら安定した水処理を行っているということでもございますので、そういった部分でダイオキシン対策の部分を念頭に置きながら日々運営をしているということでもご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（河原末彦） 野村生八さん。

○議員（野村生八） 最後ですので簡単に質問をしておきますが、何度も言いますがこの施設が完成されたものとして、委託業者に任せておけば大丈夫だという視点ではなくて、やはり設置者として独自の立場でこの施設を見て、そして運営の仕方を検討する、施設の在り方を再度検討する、新しい技術を考える、そういうことを含めてですね、取り組むべき、ごみの焼却施設というのはそういう大事な施設、課題だといふふうに思っております。決算の時に言われたようにごみの水分量がいくらなら、どういうふうにダイオキシンが変わっていくのか。それは、だから、メタンガスの所から水分を入れている。それはどこの考えでいれても大丈夫なのか。そういうことらへんを含めてですね、独自の検証をしながら、検討をしながら、本当にこうだから大丈夫なんだと分かる理屈を探していく。「今運転をされていて基準値以下だから大丈夫なんだ。」と、「もう大丈夫なんだ。」という、そういう先ほどの答弁がありました。そうではなくて今大丈夫だけでも、こういうことはどうだろうという検討をしながらそれをさらに深めていってだから大丈夫なんだといふところに持って行くような、そういう運営の仕方、運転の仕方がこの施設にとっては、とりわけ大事だといふふうに思っています。そういう点で、任せているから大丈夫とかいふことではなくて、独自に独自の目をもってそういう検証をしながら新しい問題、課題ととらえながら取り組んでいただきたいといふふうに思っていますが、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（河原末彦） 居村事務局長。

○事務局長（居村真） ご質問をいただきました。民間事業者に委託すること等の話があったのですが、私も民間事業者に委託したからダイオキシンが出たといふふうには認識しておりません。以前のごみ処理施設、宮津市の清掃工場におきましても、民間事業者による運転委託をしております。ダイオキシン問題等はなかったということでもございますので、民間事業者だからダイオキシンが発生するといふような考えには至っておりません。ただこちらの方

としましても、組合の方も、以前の清掃工場の工場長なり、そういった技術者というか経験者もおりますので、そういった視点で日々モニタリング日常業務の指導、点検をしておりますし、また、私どもはどうすれば大丈夫だという認識には、これから以降も立ちません。どこまで行ってもとにかく何かあるのではないかということで、常に危機意識をもって運転することが非常に大切だと思っておりますので、どうすれば大丈夫だということではなしに、常にそういった出ないようにするために出たら困るからどうしようという危機意識をもって日々業務の方を指導なり、指摘なりをしておりますので、そういったスタンスでしておりますので、そういった形で取り組むことが再度の発生事象を押さえるということにつながるものというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河原末彦） 以上で通告による一般質問を終了いたしました。これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、令和4年第3回10月の宮津与謝環境組合定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午後3時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長

会議録署名議員

同 上
